

イギリスの保険契約法からの示唆

早稲田大学 中出 哲

1. はじめに

イギリスの保険契約法は、判例法と制定法からなる。わが国とは法制度が異なり、イギリス法の内容を直接わが国保険法の解釈に生かすことはできない。しかし、イギリス法は、コモン・ロー諸国の保険契約法に影響を与え、海上保険や再保険における世界標準となっている。わが国の保険法を考察する上でも、異なる視点からの示唆を得る点で意味がある。

イギリスの判例法理は、先例拘束性を比較的厳格に踏襲してきたため、世界の保険法の変化に対して時代遅れとも批判されていた。現在、立法による修正が進められている。

本報告は、改正された主要な論点を報告して、わが国への示唆を得ることを企図する。

2. 告知義務

告知（開示と表示）義務に関する判例法理は、自発的申告義務として、違反は最高信義義務違反として契約解除権を与えるものであったが、法制定による大幅な変更が図られた。

消費者保険分野は、2012年消費者保険（開示及び表示）法により、質問事項に対する回答義務となり、事業者保険分野は、2015年保険法により、自発的申告義務を基礎としつつ公正な告知（fair presentation）義務として変更された。いずれの場合も違反は、内容に応じて場合分けして、違反がなければ取られていた状態をもとに、契約の取消、条件変更、保険金の按分処理となる（消費者保険では片面的強行法）。

告知義務を契約成立に係る義務として解除権のみ与えるわが国法制に比較して、構造的な違いがあり、義務内容も判例法・制定法により詳細に定まっている点で、示唆に富む。

3. 最高信義（最大善意）原則の位置付けの変更

違反があれば契約の解除権を与える法理であったが、2015年保険法によって、保険契約における解釈原則としてのみ機能するものに修正された。

4. ワランティ、各種条件

ワランティはコモン・ロー独自の法制度であり、特にイギリスでは、違反は事故との因果関係を問わずに事故に対する保険者の責任を免除させ、違反状況が消滅しても責任は戻らない制度で、被保険者に厳しいと強く批判されていた。2015年保険法は、ワランティの制度は残しつつ、違反の期間中のみ責任が停止する制度に変更した。また、2015年法により、危険限定のための各種条件（条項）の効力に一定の制限が加えられ、特定の種類・場所・時間における損害の危険を減少するための保険契約上の条件（terms）は、充足されてなくても、生じた損害の危険を実際には増大させえなかったことを示せば、保険者は免責

されないこととなった。これらの法は、消費者保険契約については片面的強行法である。

わが国保険法では、ワランティに対応する制度や危険制限に関する条件の規整は示されていないが、約款には危険を一定範囲に限定するための条項が存在し、条項の解釈が問題となりうる。2015年保険法は、かかる場合の規律の在り方を示したものとして参考になる。

5. 不正な保険金請求

イギリスでは、保険契約は最高信義に基づく契約として、違反があれば相手方に契約を取り消す権利を与えていたが、保険金請求における不正（**fraud**）の効果については判例も分かれて整理が必要であった。2015年保険法により、被保険者の不正請求の場合の保険者の救済について明確化が図られた。被保険者が、不正な保険金請求（**fraudulent claim**）を行った場合、保険者は、保険金支払責任を負わず、不正請求に関して支払済保険金を回収できる。また、被保険者への通知をもって不正行為時から契約を終了させることができ、受領保険料の返還を要さない。また、保険金請求の一部についての不正でも保険者は一切の支払いを免れることも明確化された。ただし、何が不正や不正行為に当たるは判例法による。真正な保険金請求権が存在するが、請求過程で嘘があった場合（**fraudulent means and devices**）の扱いは、論争があったが、上院は、請求権自体は認める判例を下した。

イギリス法は伝統的に不正に対して厳しい立場に立ち、それが制定法でも明確化された。不正請求として認識される範囲やそれに対する在り方を考えるうえで、示唆に富む。

6. 保険金支払いの遅延の効果

イングランド及びウェールズでは、保険金支払遅延は遅延利息の支払いを要するが、損害賠償原因にはならなかった。しかし、2016年企業法により、保険者は合理的期間内に保険金を支払う義務を負い、違反は利息とは別に損害賠償請求権を発生させることになった。

わが国の法において、保険金支払い義務違反の法理を考えるうえで興味深い論点である。

7. 事業者保険分野における法の適用除外方式

わが国では、海上保険等の企業リスクの保険分野は、保険法の片面的強行規定の適用除外として、契約自由が認められており、保険法の規律はデフォルト・ルールとしての意義を有する。一方、イギリスの2015年保険法は、事業者保険において、法からの離脱に対しては明瞭性の要件を課している。事業者分野の規律の在り方として示唆に富む。

8. その他の改正論点、その他

法律委員会は、被保険利益の要件、その他の論点についても改正作業中である。

なお、イギリスの判例法理は、上院判決等を中心に形成されている。消費者保険では、オンブズマンの制度が浸透し、必ずしも判例法理につながっていない面がある。消費者保険においては、各種ガイドラインやオンブズマン等の運用などが重要である。